

市政トピックス

10月1日は「法の日」です

名古屋地方裁判所事務局総務課
広報係(☎052(203)9092)

「法の日」は、国民の皆さんに法の役割や重要性について考えていただくきっかけになるようにと、裁判所、検察庁および弁護士会の協議で提唱され、昭和35年に政府によって「国をあげて法の尊重、基本的人権の擁護、社会秩序の確立の精神を高めるための日」として定められました。

裁判所、法務省、検察庁および弁護士会では、10月1日からの1週間を「法の日」週間とし、毎年、全国各地で各種行事を実施しています。裁判所では、法や裁判手続に関する説明会や見学会、講演会等の催しを行う予定です。

「法の日」週間の行事に参加して、法を身近に感じてみませんか? 「法の日」週間の行事は「裁判所ウェブサイト」(<http://www.courts.go.jp/>)で紹介しています。なお、このサイトでは裁判例情報や司法統計などの様々な情報をご覧いただけます。また、裁判員制度の詳しい情報については、裁判員制度ウェブサイト(<http://www.saijinhin.courts.go.jp/>)で紹介していますので、ぜひご覧ください。

「法の日」無料法律相談会開催

市民課 市民サービス係
(☎95)0152

10月1日(法の日)～31日までの1か月間を推進期間として、全国一斉に司法書士会による無料法律相談会を行います。市でも次のとおり開催します。(予約不要)

▼とき 10月2日(木) 午前10時～正午、午後1時～4時
▼ところ 市役所別棟 第8会議室
▼相談内容 相続・登記・借金の整理など法律に関する事項

日曜公証(遺言・離婚契約等)相談所開設

西尾公証役場(☎0563(54)5699)

▼とき 10月5日(日) 午前9時～午後4時
▼ところ 西尾公証役場(西尾市花ノ木町3-3 丸万ビル3階)
▼相談員 公証人
▼相談料 無料

▼相談内容 ①遺言、離婚・金銭貸借・借地・借家・任意後見契約等の公正証書の作成 ②会社設立の定款や外国提出書類等の認証 など
※右記以外にも、平日の午前8時30分～午後5時まで、西尾公証役場で無料相談を受け付けています。

※10月1日(水)～7日(火)まで、土・日曜日も含めて、午前9時30分～正午、午後1時～4時30分まで、電

話相談(☎(03)3502-8239)を実施しますので、ご利用ください。

公証人による無料相談会

岡崎公証人合同役場

(☎0564(58)8193)

▼とき 10月4日(土) 午前10時～午後4時
▼ところ 岡崎公証人合同役場

▼内容 遺言、離婚、金銭貸借、借地・借家契約、任意後見契約などの公正証書、会社設立の定款や外国提出書類などの認証等についての相談
▼申込み 岡崎公証人合同役場(☎0564(58)8193)へ電話で予約してください。

秋の交通安全運動

9月21日(日)～30日(火)

安心安全課 防犯交通係

(☎95)0115

秋は行楽やスポーツなどで外出する機会が増え、人や車の動きが活発になります。

また、秋の日はつるべ落としと言われるように、日没時刻が日増しに早くなることから、運転者にとって歩行者・自転車が見えにくくなります。さらに、夕暮れ時は交通量が増えることもあり、高齢者を始めとした交通弱者が交通事故にあう危険性が高まります。

そこで、次の重点項目をきっかけ、秋の交通安全運動を展開し、交通事故の防止を図ります。

- ・子どもと高齢者を交通事故から守ろう。
- ・夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故をなくそう。
- ・全ての座席でシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しよう。
- ・飲酒運転を根絶しよう。



消費生活相談
臨時のお休みについて

経済課 商工観光係(☎95)0125)

10月3日(金)は、消費生活相談を臨時でお休みします。お急ぎの人は、西三河県民生活プラザ 消費生活相談専用ダイヤル(☎0564(27)0999 月～金曜日 午前9時～午後4時30分)をご利用ください。

ウォーターパレスKC 臨時休館のお知らせ

館内整備のため、次の期間休館します。
▶休館期間 9月29日(月)～10月5日(日)
 ※10月6日(月)から通常どおり開館します。

▶問合せ ウォーターパ
 レス KC (☎24-6261)



「振り込め詐欺」多発！ 予兆電話に注意！

安城警察署 (☎76)0110
 安心安全課 防犯交通係 (☎95)0115

最近では、「振り込め詐欺」という言葉を知っていても、手口が巧妙化しているため、だまされてしまう人が後を絶ちません。
 ○主な予兆電話の内容
 ・風邪をひいて声がおかしい。携帯電話の番号が変わったから登録して。
 ・携帯電話や小切手の入ったカバンを盗まれた。会社が倒産してしまふ。
 ・不倫相手の女性を妊娠させてしまった。示談金を払わないと訴えられる。

といったように様々で、相手を焦らせ、不安にさせてだまし取るうとします。

○被害防止のポイント
 ・留守番電話の設定
 犯人は声を録音されるのを嫌がるため、留守番電話に設定しておくこと、被害を防止できます。
 ・日常のコミュニケーションを大切に

家族間で「お金が必要なら、電話では頼まないよ」など、日ごろから約束事を決めておきましょう。

振り込め詐欺は家族愛を利用した大変卑劣な犯行であり、自分一人で防ぐことは難しい犯罪ですが、誰かに相談すれば防げる犯罪です。家族の絆で犯罪を撃退しましょう！

【期間限定】高齢者運転免許証 自主返納事業のパワーアップ

安心安全課 防犯交通係 (☎95)0115

9月15日の「老人の日」にあわせ、高齢者運転免許証自主返納支援事業を期間限定でパワーアップします。

これまでのミニバス無料乗車券2年分と、住民基本台帳カード発行手数料無料に加え、それらをより便利に利用するための記念品をプレゼントします。

運転免許証を手放すのは大変勇気のいる決断だと思いますが、ご自分のこと、ご家族のことを考え、この機会にご検討ください。

返納支援事業については今年の広報4月16日号をご覧になるか、安心安全課までお問合せください。
 ※記念品は数に限りがあるため、無くなり次第終了となります。

国民年金保険料の追納制度および後納制度をご存知ですか？

刈谷年金事務所 (☎21)2159
 国保医療課 国保年金係 (☎95)0123

国民年金は、20歳～60歳の40年間、国民年金保険料を納めていただくことで、65歳から満額の老齢基礎年金を受給できる制度です。

しかし、免除などの承認を受けた期間がある場合や、届出が遅れたことにより保険料を納められなかった期間がある場合は、受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなる場合があります。このような事態にならないために、追納制度や後納制度があります。

【追納制度】

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、将来受け取る老齢基礎年金を増額するため、10年以内であればさかのぼって古い月分から納めることができます。

ただし、免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納されると、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。

▼申込み 市役所国保医療課または刈谷年金事務所へ。

【後納制度】

後納制度は、国民年金保険料を納めることができる期間を過去2年から10年に延長したことにより、納められなくなった保険料が納められるようになったものですが、後納制度が利用できるのは平成27年9月30日までです。お早めにお申込みください。

※追納制度と同様に保険料に加算額が上乘せされます。

▼申込み 刈谷年金事務所へ。

「緑の募金」で水仙の球根を配布します

市緑化推進協議会

(都市計画課内) ☎(95)0157

緑の募金に毎年ご協力いただきありがとうございます。

10月の「都市緑化月間」にあわせて、緑の募金の一部で「水仙の球根（黄色2個入り）」を配布します。

ご家庭等での緑化の推進にお役立てください。

▼配布期間 10月1日(水)から※数に限り(配布数1千パック)がありますので、無くなり次第配布終了となります。

▼配布場所 市役所案内、中央公民館、図書館、福祉体育館、保健センター



9月24日～30日は
結核予防週間です

保健センター (☎8211)
衣浦東部保健所 (☎214778)

近年、高齢者の結核が増えていま
す。衣浦東部保健所管内では、平成
25年に新たに84人の結核発病があ
り、その半数以上が70歳以上の高齢
者です。

高齢者が発病しやすいのは、若い
頃に感染し体内で休眠していた結核
菌が、高齢による体力の衰えや病気
による免疫力の低下に伴い活動を始
めるからです。

発病を防ぐには、免疫力を高める
工夫が必要です。バランスの取れた
食事、十分な睡眠、適度な運動を心
がけましょう。

結核を早期発見するためには、定
期的に胸部エックス線検査を受ける
ことが大切です。この検査は結核の
早期発見だけでなく、肺がんの発見
にも有効です。

肺がん、結核検診については広報
の毎月16日号で案内していますの
で、ぜひ受診しましょう。

また、子どもの結核予防としてB
CG接種は大切です。1歳までに受
けましょう。



助産院や県外の医療機関で
妊産婦・乳児健診を受ける人へ

保健センター (☎8211)

健やかな妊娠・出産のために、定
期的に妊婦健診を受け、母体の健康
と胎児の成長を確認しましょう。

助産院や県外の医療機関で受診し
た場合、妊産婦・乳児健康診査分(診
察と指定項目の検査費用)の自己負
担額を、未使用の受診票の回数に応
じて限度額の範囲内で助成します。

申請時に受診票裏面の医療機関に
よる健診結果の記載が必要になりま
すのでご注意ください。

▼助成対象 ①県外の医療機関で自
己負担で受診した場合 ②助産院で
自己負担で受診した場合(県内で受
診した場合も対象)

▼申請に必要なもの
①妊産婦・乳児健康診査費支給申請
書(市ホームページからダウン
ロードできます。)

②母子手帳
③妊産婦・乳児健康診査受診票(氏
名・生年月日の記載があるもの、
医療機関の健診結果の記載がある
もの)

④口座のわかるもの(申請者と同名
義のもの)

⑤領収書(原本の返却を希望する人
は、原本と写しの両方をお持ちく
ださい。)

⑥印鑑

市役所
宿日直嘱託員を募集します

総務課総務企画係 (☎950113)

▼募集人数 1人

▼応募資格 昭和26年4月2日以降
に生まれた人

▼職務内容 市庁舎の夜間・休日の
受付および管理

▼勤務時間
◎平日 午後5時15分～午前8時30
分

◎土・日曜日、祝日 午前8時30分
～午後5時15分、午後5時15分～午
前8時30分

※右記時間帯で1日7時間、月15日
程度の交代制勤務
▼勤務先 市役所

▼報酬 月額16万2千900円(平成26
年4月1日現在)

▼試験日 10月10日(金)
▼選考方法 面接
▼申込み
・期間 9月26日(金)までの午前9時
～午後5時(土・日曜日、祝日は
除く)

・提出書類 写真1枚を貼付した受
験申込書または市販の履歴書
・提出先 総務課総務企画係(市役
所3階)

▼その他 募集要項および受験申込
書は総務課で配付します。また、市
ホームページからダウンロードでき
ます。

(公社)知立市シルバー人材
センター職員(管理職候補)募集

シルバー人材センター (☎825800)

▼募集職種 事務職員

▼募集人員 若干名
▼採用予定 平成27年1月1日

▼応募条件 昭和40年以降に生ま
れ、4年制大学を卒業した人
※経理事務等における管理監督経験
のある人を優遇

▼勤務時間 午前8時30分～午後5
時15分

▼勤務地 知立市いきがいセンタ
ー内(八ツ田町)

▼休暇 土・日曜日、祝日、年末年
始、その他夏季休暇等の特別休暇制
度あり
▼給与等 当センター職員給与規程
による

▼その他条件等 当センター就業規
則による
▼試験内容 面接試験(書類審査後、
試験日の詳細を文書で連絡)

▼提出書類 市販の履歴書および自
己PR書(様式自由・400字詰原稿用
紙1枚程度)

▼申込み 9月22日(月)～10月20日(月)
(土・日曜日、祝日を除く)の午後
5時までにシルバー人材センター事
務局(知立市いきがいセンター内)
へ、本人が持参してください。